

# 千葉市立千葉高等学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、暴力行為に及ぶものや、近年では情報機器を介したいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな問題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止対策推進法」に基づき、「千葉市立千葉高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法 第2条」に基づき、次の通り定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものがある。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題調査」より）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れや、集団により無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するために、「いじめ防止委員会」（別紙1）を設置し、日常の指導体制を確立する。

### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合は、「緊急時の組織的対応」（別紙2）に従い、速やかに管理職に報告する。校長は、生活指導主事、担任による注意・指導で解決を図ることができないと判断した場合、即時に「緊急対応会議」を開き、早期解決に向け対応に当たる。

## 4 いじめの未然防止（別紙4）

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるとともに、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成することが重要である。

- (1) ホームルーム経営の充実
  - ・生徒の自発的・自主的活動を促し、規律と活気のある学級づくりを行う。
  - ・障害・国籍・疾病等による差別心を持たず、互いを認め合いいじめを認めない学級づくりを行う。
  - ・面談、アンケート、生活・学習状況等から、変化の兆候を素早く把握し、早期対応に繋げる。
- (2) 授業の充実
  - ・規律正しい授業を実施するとともに、生徒の学習状況等を把握し、適切な支援・指導を行う。
  - ・生徒が主体的に授業に参加し、知識や技能、思考力・判断力・表現力を発揮できるよう授業改善を進める。
- (3) 道徳教育・人権教育の充実
  - ・他人を思いやる心や人権感覚、人間性豊かな心を育み、人権意識の高揚を図る。
  - ・道徳の授業、ロングホームルーム、人権教育講演会等において、いじめ防止に関わりのある題材を計画的に実施する。
  - ・いのちを大切に作るキャンペーンを計画的に実施する。
- (4) 情報モラル教育の充実
  - ・情報機器を使って、意図的または無自覚に人権侵害やいじめを行ったり、受けたりすることのないように、情報や道徳の授業、講演会等において情報モラル教育に取り組む。
- (5) 部活動の充実
  - ・部活動においては過度な勝利至上主義等生徒のストレスを常に高くするような指導を行わないものとする。
  - ・個々の生徒が充実した活動ができるような集団づくりを図る。
  - ・常に部員の状況を把握し、部活動内でのいじめを防止する。
  - ・顧問の言動や態度が、いじめや暴力を助長することのないように注意を払うとともに、体罰を根絶する。
- (6) 教育相談の充実
  - ・生徒との面談を定期的実施するとともに、カウンセリングマインドをもって生徒の相談を受け入れ、また、生徒の状況について保護者との十分な連絡体制を作る。
  - ・教育相談便りの定期的発行によって、相談室の有効利用を促し、スクールカウンセラーに相談しやすい雰囲気を作る。
- (7) 職員研修の充実
  - ・「いじめられる側にも問題がある」等、教職員の不適切な認識や言動によっていじめを助長したり、差別的言動や態度によって生徒を傷つけたりすることのないよう、教員相互で細心の注意を払う。
  - ・いじめや人権についての研修を実施し、職員の共通理解を図る。
  - ・発達障害のある生徒へのいじめ防止のため、スクールカウンセラーや特別支援コーディネーター等を交えて、当該生徒への配慮や、周囲の生徒への指導等を検討する。

## 5 いじめの早期発見

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動に留意し、いじめのサインを見逃さないようにするとともに、面談や教育相談、アンケート等によって情報を収集することで早期に対応する。

- (1) 生徒のサインから
  - ・生徒のサイン（別紙5）に注意を払い、些細な兆候・変化を見逃すことのないように、ホ

一ムルーム・授業・休み時間・部活動等全ての場面で生徒観察に努める。また、保護者面談等で別紙5などの資料を提供し、心配な点があったら速やかに学校に相談してくれるよう説明する。

- (2) 保健室・教育相談から
  - ・定期的な面談以外に、自分から相談できる学校の雰囲気づくりを日頃から行う。
- (3) アンケート調査等から
  - ・生徒・保護者に対し、定期的にアンケート調査を実施し、状況を把握する。また電話連絡等で保護者と日常的に連絡を取り合い連携を密にする。
- (4) 情報の共有
  - ・報告経路(別紙2)を明示し、報告の徹底を図る。
  - ・学年会議、教育相談委員会会議等を中心に情報交換を行い、早期発見に努める。
  - ・職員会議等で情報を共有し、全職員で対応に当たる。
  - ・要配慮生徒の実態を把握する。
  - ・進級時の引き継ぎを確実にを行う。

## 6 いじめへの具体的対応

いじめを発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」(別紙2)に従い、速やかに「緊急対応会議」を開催し、「聞き取り調査時の留意事項」(別紙3)を踏まえ、事実確認を行う。

### (1) 生徒への対応

#### ① 被害生徒への対応

いじめを受けた生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるように「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

#### ② 加害生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・いじめの状況により、一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導や懲戒処分による対応を行う。

### (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって傍観していたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりした集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

### (3) 保護者への対応

① 被害生徒の保護者に対して

複数の教員により、隠蔽や虚偽のない正確な説明を丁寧に行い、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・保護者の心情に理解を示す。
- ・問題解決に向け、協力をお願いする。

② 加害生徒の保護者に対して

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめが繰り返されないために教職員が努力していくことを伝える。
- ・保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・生徒の変化や様子について報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合

- ・教員が間に入って関係調整を図る。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・場合によっては、管理職が率先して対応に当たる。

(4) 関係機関との連携

学校だけの解決が困難な場合は、関係機関と情報を交換し、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係団体

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

## 7 ネットによるいじめへの対応

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまし社会信用を貶める行為をしたり、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどの犯罪行為がネットいじめである。また近年では犯罪行為ではないものの、Line等のグループに加えないいじめも増えている。

(1) ネットいじめの予防

- ① フィルタリングや見守り等を保護者へ啓発する。
- ② 「教科情報」における情報モラル教育を充実させる。
- ③ 情報モラルに関する講演を実施し、生徒の意識を高める。

(2) ネットいじめの対処

被害者からの訴え、閲覧者やネットパトロールからの情報等によってネットいじめを把握

した場合は、以下のように対応する。

- ① 状況を確認する。
- ② 状況を記録（画面の印刷、撮影等）する。
- ③ 管理者へ削除を依頼する。
- ④ 加害・被害生徒へ対応する。
- ⑤ 重大な犯罪行為の場合は警察に相談する。

## 8 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態を、「いじめ防止対策推進法第28条」に基づき、次の通り定義する。

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
  - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合。
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態が発生した場合

校長が重大事態と判断した場合は、緊急対応会議を開き、千葉市教育委員会に報告をするとともに、全教職員の共通認識のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、以下の通り、適切な対処や調査を迅速に行う。

① 問題解決への対応

- ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の決定）
- イ 関係保護者、千葉市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ウ 保護者会役員及び同窓会等との連携
- エ 関係生徒への指示
- オ 関係保護者への対応
- カ 全校生徒への指導
- キ その他

② 説明責任の実行

- ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- イ 全校の保護者に対する情報の提供
- ウ マスコミへの対応
- エ その他

③ 再発防止への取り組み

- ア 千葉市教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- イ 問題の背景・課題の整理、教訓化
- ウ 取り組みの見直し、改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施
- オ その他

## 9 その他の留意事項

(1) いじめ防止基本方針の公開

- ・ 「いじめ防止基本方針」は、ホームページで公開する。
- ・ PTA総会、学年保護者会等で「いじめ防止基本方針」の周知を図る。

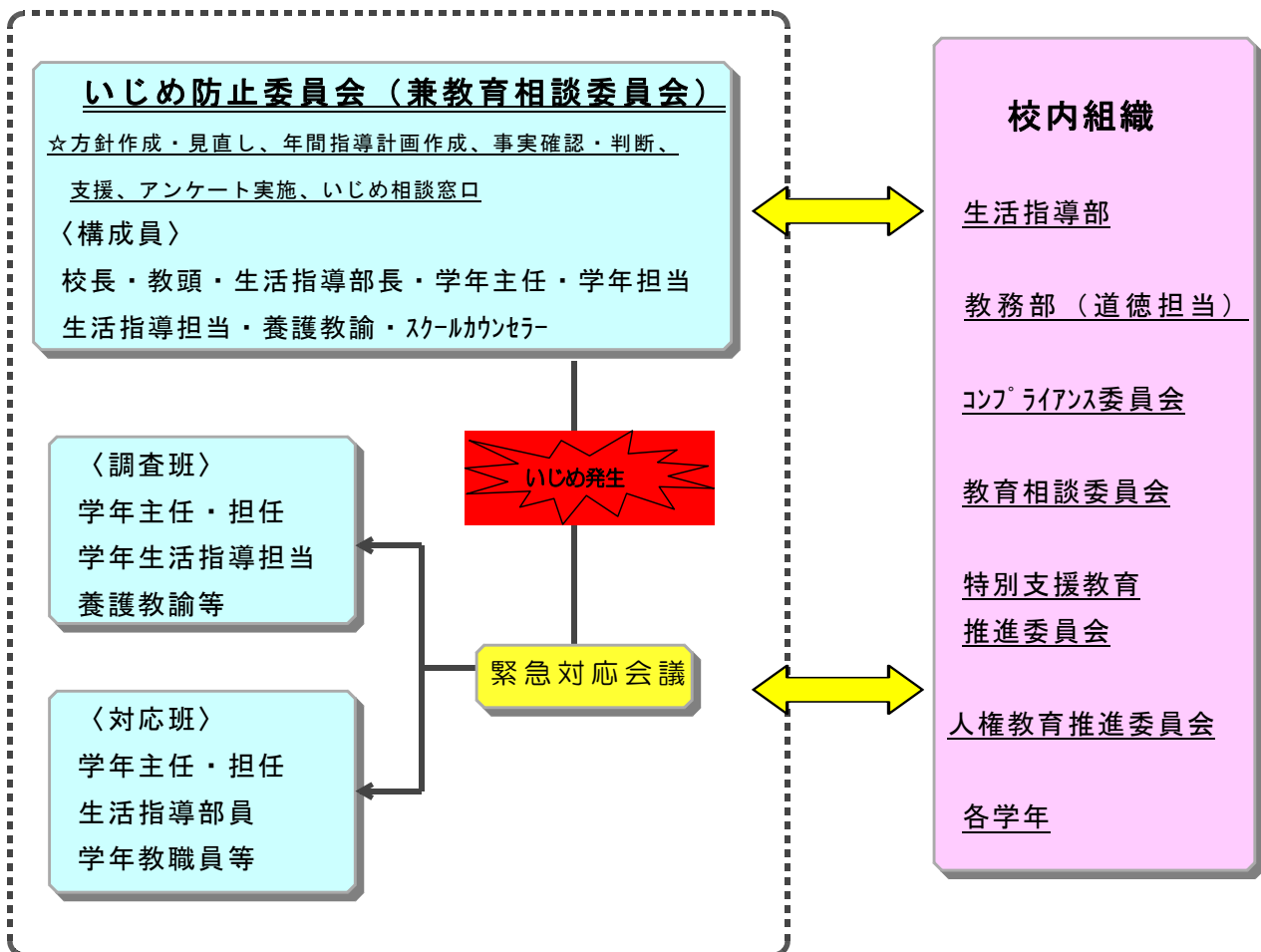
(2) 年間計画の作成と検証・評価

- ・ いじめ防止委員会は、年間計画の作成・実行・自己評価を行うとともに、「いじめ防止基本方針」を必要に応じて見直す。
- ・ 学校評価アンケートの結果や学校評議員会での意見聴取により、生徒・保護者や外部の意見を十分に取り入れ、いじめに対する取り組みをより充実させる。

## いじめ問題に取り組む体制

いじめ問題への取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

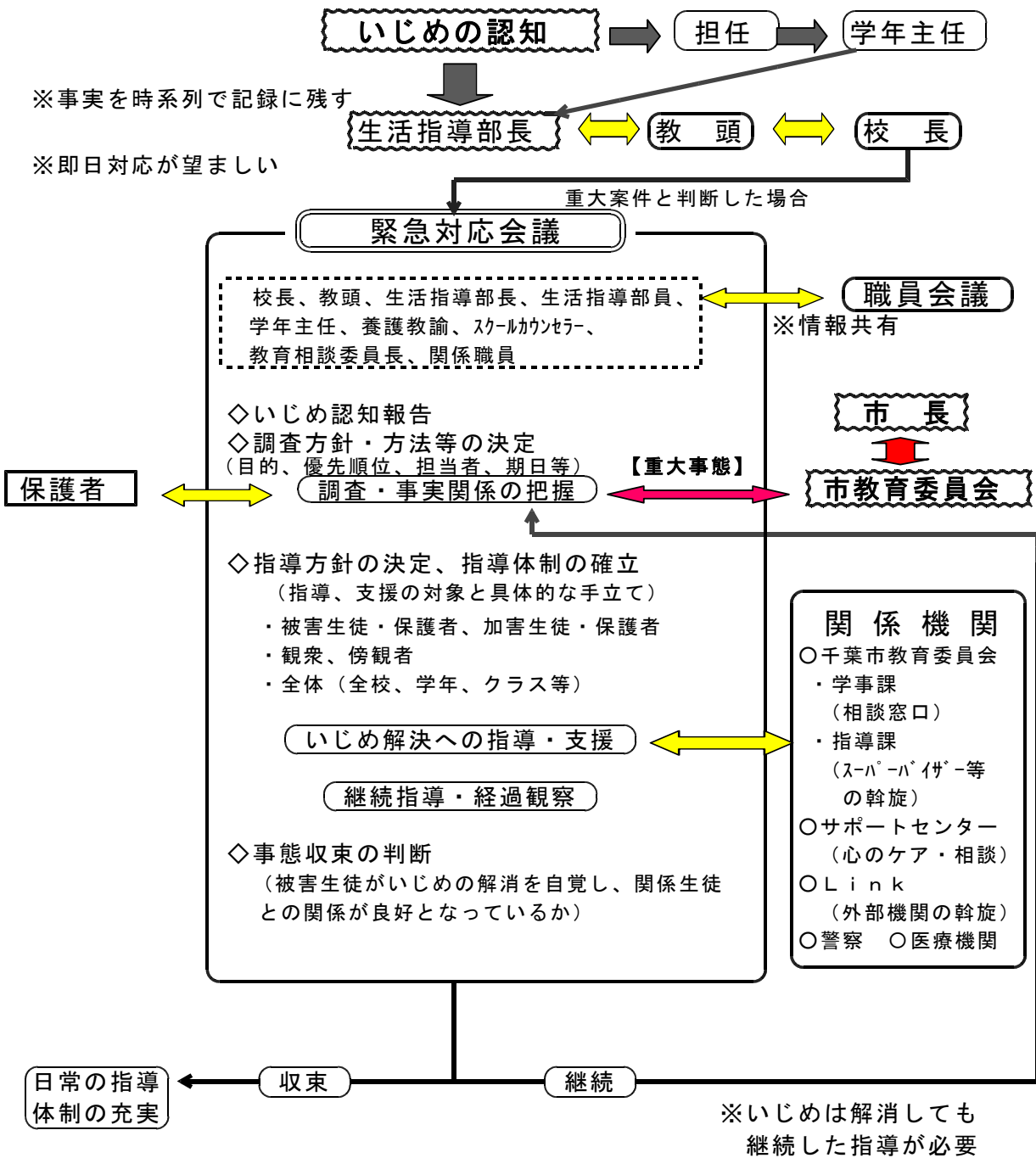
### 1 いじめ対策組織



※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開き、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

※緊急対応会議での内容や、対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

2 緊急時の組織的対応



☆外部機関相談窓口

千葉市教育委員会学事課	Tel 043-245-5928	Fax 043-251-8215
千葉県子どもと親のサポートセンター	Tel 043-207-6034	Fax 043-207-6043
千葉市子ども・若者総合相談センター (Link)	Tel 043-227-7830	Fax 043-227-2892



### 3 聞き取り調査時の留意事項

① 把握すべき情報

- ・ 加害者と被害者（誰が誰をいじめているのか）
- ・ 時間と場所（いつ、どこで起こったのか）
- ・ 内容（どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか）
- ・ 背景と要因（きっかけは何か）
- ・ 期間（いつ頃から、どのくらい続いているのか）

② 複数で聴取に当たり、うち一名は記録をとる。

③ 聴取者は威圧的な態度ではなく、生徒が自主的に答えられるように配慮する。

④ 複数が関係している同一事件に対しては、質問事項の統一を図る。

⑤ 加害生徒同士が事前に口裏を合わせることをしないよう注意する。

⑥ 個々の記録をつき合わせ、矛盾が確認された場合は、再度聴取を行う。

⑦ 聴取者は記録をまとめ生活指導部長に提出する。

⑧ 聴取は原則として休み時間や放課後に行う。但し、緊急を要する場合は即座に行う。

⑨ 聴取が長時間に及ぶ場合は、適切に休憩を与える。

⑩ 情報管理、プライバシー保護に細心の注意を払う。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
職員会議等	いじめ防止委員会① 方針確認・周知	職員研修	いじめ防止委員会② アンケート調査の分析			
防止対策		生活指導講演会 特別支援教育委員会 道徳	教育相談便りの発行	道徳		
早期発見		コンプライアンス委員会 教育相談委員会	いじめアンケート	保護者面談		教育相談委員会

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議等			職員研修	いじめ防止委員会③ アンケート調査の分析 次年度への見直し		
防止対策	道徳	人権研修	教育相談便りの発行 道徳	特別支援教育委員会 道徳	道徳	
早期発見	教育相談委員会	教育相談委員会	いじめアンケート		セクハラ・ 体罰アンケート コンプライアンス委員会 教育相談委員会	

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起りやすい・起っている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある

### いじめられている生徒

#### ○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が増える
- 体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

#### ○授業中・休み時間

- 発言すると周囲から冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 一人でいることが多い
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかしゃ陰口を言われたりする
- 昼食時、一人で食べている

#### ○清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

#### ○その他

- 理由もなく成績が突然下がる
- 持ち物や机などに落書きをされる
- 部活動を休みがちになり、辞めると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 怪我の理由が曖昧である
- 必要以上にお金を持ち、友人におごるなどする
- 情緒が不安定になる

### いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 他の生徒にきつい言葉を使う
- プライドが高く、腹を立てやすい

